

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年 8 月 3 日
【会社名】	株式会社ホッコク
【英訳名】	HOKKOKU CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 吉田 泰昌
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋人形町三丁目11番10号
【電話番号】	03-5695-2001（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 青池 啓忠
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋人形町三丁目11番10号
【電話番号】	03-5695-2005
【事務連絡者氏名】	代表取締役専務 青池 啓忠
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 399,903,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号）

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,877,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. 平成22年8月3日(火)開催の当社取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	2,877,000株	399,903,000	201,390,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	2,877,000株	399,903,000	201,390,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、198,513,000円であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
139	70	1,000株	平成22年8月19日(木)	-	平成22年8月19日(木)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額です。

3. 上記記載の申込期間内に申込みのない株式については、発行を打ち切るものとします。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものと致します。

## (3)【申込取扱場所】

申込取扱場所	所在地
株式会社ホックク 管理本部 総務部 総務課	東京都中央区日本橋人形町三丁目11番10号

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 築地支店	東京都中央区築地二丁目11番21号

### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

### 4【新規発行による手取金の使途】

#### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
399,903,000	27,000,000	372,903,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本第三者割当増資の諸経費は、割当予定先の紹介等に係る対価としてマーチャント・バンカーズ株式会社（以下「MBK」といいます。）に支払うアレンジャー費用、弁護士費用、提出書類の作成費用、登記関連費用及び印紙代等であり、概算27,000,000円を予定しております。

その具体的内訳は以下のとおりです。なお、その他の費用には、新株予約権価格の算定費用、割当予定先及び割当予定先の役員、主要株主（主な出資者を含みます。）、割当予定先の親会社及び子会社が反社会的勢力とは一切関係がないことを調査する費用等を想定しております。

アレンジャー費用：20,000,000円

弁護士費用：3,000,000円

登記関連費用：概算2,000,000円

（新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、金額が減少致します。）

その他の費用：2,000,000円

また、新株式の発行にかかる払込金額は、払込日に払込取扱場所の当社普通預金口に払い込まれる予定です。また、当該資金の支出実行までの間は、当社普通預金口座にて適切に管理致します。

#### (2)【手取金の使途】

本第三者割当増資による手取金の使途、金額及び支出予定時期は、以下の表記載のとおりです。

資金使途	金額（概数）	支出予定時期
設備資金	200百万円	平成22年8月
中国出店関係費	172百万円	平成22年8月末より平成23年1月

(注) 1. 上記の設備資金は、子会社であるニッカ食品の工場内に当社（株式会社ホックコ）が整備する中華麺の製麺ラインに対する設備資金として1億2千万円、当社東京営業所敷地内に整備する炭化装置に対する設備資金として8千万円、計2億円となる予定です。

2. 本第三者割当増資による資金調達のうち、2億円を設備資金に、また1億7,200万円を中国出店関係費に充てる理由は以下のとおりです。

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由 (2) 当社の今後の事業展開に関する資金需要」の項で述べるように、当社は、今後の事業戦略として、生産から製造、流通、販売、消費の一連のフェーズを担う総合食品企業を目指すことにしており、さらに、店舗等で消費した後の食品残渣を回収し、特殊な炭化装置で炭化することにより、高機能の炭に再加工して利用・販売する循環型事業の試行を行う予定です。この戦略にのっとり、これまで直営店で使用およびフランチャイズ店舗への販売用のラーメン用中華麺は外部に委託して製造をしておりましたが、これを内製化すべく、子会社化したニッカ食品の工場内に中華麺製造ラインを整備することにいたしました。この整備のための設備投資として1億2千万円を予定しております。この中華麺の内製化は、当社が万全の管理を行う工場において主力商品である中華麺を製造することにより、お客様へより安心安全な商品の提供ができることはもとより、これまで委託製造していた委託費等の削減につながり、商品に対する安心感を増し、コスト削減につながることで収益性を高めることに寄与できる効果があります。また、東京営業所内に整備する特殊炭化装置の整備におよそ8千万円の設備投資をいたしますが、この炭化事業は当社がめざす循環型事業の試行事業となります。本第三者割当増資による資金調達のうち2億円をこれらの設備資金として使用します。次に、新株発行による調達資金を中国出店関係に充てること理由は次のとおりです。当社は、先にも述べたように、新たな企業戦略として、中国をはじめとする東アジア地域への進出を最優先のプロジェクトに据えており、新株発行による調達資金を当該プロジェクトの推進に使途することで、中国での事業展開を迅速かつ効率的に実施することが可能となります。また、新株式の割当予定先であるAble Success Limited（以下「ASL」といいます。）の代表者である孫小飛氏が中国内で展開する誠隆股分有限公司の有名アパレルブランド販売店網及び同氏が名誉会長を務める広州温州商会（下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c. 割当予定先の選定理由の〈Able Success Limited〉の項をご参照下さい。）が持つネットワークを活用することで、中国全土の当社ブランドの出店予定地域でのビジネスを有利に進めることが可能であると考えております。

加えて、Best Goal Limited(以下「BGL」といいます。)の代表者である伍沛強氏が経営に参画する広州市東興順商業有限公司との飲食店舗オペレーションに関する協業は、当社の中国における店舗展開の効率化に貢献するものと考えております。

更に、今回ASL及びBGLと当社の橋渡しを実現させたMBKより支援を受け、同社のアジア地域における豊富なビジネスリソースを活用することで、今後、中国等東アジア地域でのビジネス展開を円滑に行うことが可能となります。当社では、すでに述べたように、平成22年5月1日に開幕した上海万博にラーメン店を開業、平成22年6月下旬には中国上海市に多膳客(どさん子)ラーメンの中国一号店を開業いたしました。これを契機に中国での展開を加速させる計画ですが、そのための現地での開業費、活動費、調査費、運営費等に約1億7,200万円の支出を計画いたします。その内訳は、中国現地における立地調査費が約2千万円(8月末支払予定)、新規出店店舗の内装等工事・厨房設備費として約1億円(8月末～9月末支払予定)、人材募集や食材調達に係る活動費として約3千万円(8月末～10月末支払の予定)、上海事務所の維持費(8月～平成23年1月までの6カ月分程度)として約2千2百万円となる見込みです。

3. 本第三者割当増資による調達資金を金融機関への返済に充当する予定はありません。したがって、本第三者割当増資による財務体質の増強により、金融機関との取引条件も更に向上するものと考えております。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、平成22年8月3日開催の取締役会にて、本第三者割当増資のほか、第三者割当の方法による第2回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の発行を決議しております（以下「本新株予約権発行」といい、本第三者割当増資と併せて「本第三者割当増資等」といいます。）。

本新株予約権発行の概要は以下の通りです。

- (1) 新株予約権の総数：443個
- (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式443,000株（新株予約権1個当たり1,000株）
- (3) 発行価額：新株予約権1個につき2,687円（新株予約権の目的たる株式1株当たり2,687円）
- (4) 割当日：平成22年8月19日
- (5) 払込期日：平成22年8月19日
- (6) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の価額：61,577,000円（1株当たり139円）
- (7) 権利行使期間：平成22年8月19日から平成23年8月18日
- (8) 増加する資本金及び資本準備金の額：増加する資本金の額は、会社計算規則第17条1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 割当予定先及び割当方法：第三者割当の方法により次の者に割り当てる。  
マーチャント・バンカーズ株式会社 443個

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

## (1) Able Success Limited

a. 割当予定先の概要		
名称	Able Success Limited	
本店の所在地	Offshore Incorporations (Cayman)Limited, Scotia Centre, 4th Floor, P.O. Box 2804, George Town, Grand Cayman KY1-1112, Cayman Islands. 英領ケイマン諸島 グランドケイマンKY1-1112 ジョージタウン スコティアセンター 4階 私書箱2804 オフショア インコーポレーションズ(ケイマン) リミテッド	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内の事務所は存在しないため、該当事項はありません。 なお、国内における常任代理人の氏名及び連絡先は次の通りです。 マーチャント・バンカーズ株式会社(東京都千代田区内幸町1丁目1番1号帝国ホテルタワー) 電話: 03-3502-4910	
代表者の役職及び氏名	Representative(代表者), Sun Xiao Fei(孫 小飛)	
資本金	US\$50,000 約4,334,000円(なお、アメリカドル1ドルを86.68円とした試算です)	
事業の内容	投資業	
主たる出資者及びその出資比率	Sun Xiao Fei(孫 小飛) 100%	
b. 提出者と割当予定先との間の関係		
当社との関係等	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

## (2) Best Goal Limited

a. 割当予定先の概要		
名称	Best Goal Limited	
本店の所在地	Offshore Incorporations (Cayman)Limited, Scotia Centre, 4th Floor, P.O. Box 2804, George Town, Grand Cayman KY1-1112, Cayman Islands. 英領ケイマン諸島 グランドケイマンKY1-1112 ジョージタウン スコティアセンター 4階 私書箱2804 オフショア インコーポレーションズ(ケイマン) リミテッド	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内の事務所は存在しないため、該当事項はありません。 なお、国内における常任代理人の氏名及び連絡先は次の通りです。 栗林総合法律事務所(東京都千代田区内幸町1丁目1番7号 NBF日比谷ビル502号) 電話: 03-3539-2555	
代表者の役職及び氏名	Representative(代表者), Ng Pui Keung(伍 沛強)	
資本金	US\$50,000 約4,334,000円(なお、アメリカドル1ドルを86.68円とした試算です)	
事業の内容	投資業	
主たる出資者及びその出資比率	Ng Pui Keung(伍 沛強) 100%	
b. 提出者と割当予定先との間の関係		
当社との関係等	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
c. 割当予定先の選定理由		
(1) 当社のこれまでの事業展開		
<p>当社は、昭和36年の創業以来「どさん子」ラーメンのブランドの下に外食産業、フランチャイズ事業(以下「FC事業」といいます。)の草分けとして歩んでまいりました。日本国内では、加盟店が400店を超える「どさん子ラーメン」「らーめんみそ膳」「らーめん藤平」ブランドによるFC事業展開に加え、ご当地ラーメンブームの到来とともに、オーナー様が自由に独自の名前で営業ができるフリーブランドシステムによる地域に合ったラーメン店舗作りを行っております。また、嗜好の異なるラーメンを複数店自社で運営しており、順次収益構造が確立した段階でFC化を進めております。</p> <p>一方、昨今のわが国経済は、世界的な金融危機の深刻化による景気水準の悪化から持ち直しの動きが一部で見られるものの、自律的な回復といえる状況には至っておりません。また、当社が属する外食業界を取り巻く環境におきましても個人消費の低迷が長期化し、景気の先行不安から外食控えが進んでおります。また、外食業界のみならず、近年コンビニ、弁当店等の他業種との顧客獲得競争も激化しております。</p> <p>こうした状況を受け、当社におきましては、FC事業の新規加盟者の開拓及び既存の加盟店の売上底上げのための販売促進活動の強化として、新規メニューの提案・販売促進物の提供等を継続的に行い、直営店事業につきましては、店舗のスクラップ&amp;ビルドを実施し不採算店舗の閉鎖と収益性の高い立地への出店を行ってまいりました。</p> <p>また、平成22年3月1日には、北関東の中堅食品製造卸で民事再生となった東洋商事株式会社並びに東商ニッカ食品株式会社(現、株式会社ニッカ食品)の再生スポンサーとなり、食材の取扱品目及び金額の拡大を一気に図りました。</p>		

## (2) 当社の今後の事業展開に関する資金需要

当社は、昭和40年後半にはいち早く米国ニューヨーク州へ進出し、現地で10店舗のラーメン店の運営を行った経験がありますが、今後の海外での具体的な展開として、上海に現地拠点となる上海多膳客餐飲管理有限公司を設立し、平成21年7月より社員を駐在させ、進出の準備を開始、本年3月からは日本より6名のスタッフを現地に派遣常駐させ、ラーメン店開業の準備をすすめ、本年5月開幕した中国上海万博に「多膳客(どさん子)」ブランドとして出店いたしました。また、本年6月下旬には中国上海市街地に当社中国本格出店の第1号店となる「多膳客(どさん子)」ラーメン店を開業いたしました。中国では他に2か所の出店を本年度中に予定しております(かかる事業展開に必要な費用を以下「中国出店関係費」といいます。)。また、シンガポールでも、今年中に市内中心部のショッピングセンター内に店舗予定です。現在成長が著しい中国をはじめとするアジア地域において当社ブランドの直営店の出店及びフランチャイズ店網を展開することで、日本食としての「ラーメン」文化を広め当社の企業価値向上と経営の安定化を図ることができるものと考えております。

また、野心的な試みとして、欧米で注目されているベルギー発祥で、ニューヨーク本社のオーガニック・レストラン LE Pain QUOTIDIEN(ルパン コティディアン)のアジア初進出となる日本における展開権を取得しており、今後本格的に出店を進める予定です。

国内においては、本年5月に大分県九重町においては子会社である九重どさん子農場株式会社によるミネラルウォーターの製造販売事業を開始いたしました。今後、九重町の工場においては味噌や醤油の製造販売も計画しております。そして、和歌山県和歌山市では梅干しの加工工場を稼働させ、中国産や和歌山産の梅を原料に製品化し国内の量販店などへの販売を始めました。株式会社ニッカ食品で製造した中華麺や餃子、シュウマイ等は、直営店やフランチャイズ店舗のみならず、一般のラーメン店などへの販売も計画しており、東洋商事株式会社を含めて、食材原料の生産から加工、物流、販売、といった一連のフェーズを担える体制が整いました。この中で、株式会社ニッカ食品の工場内にラーメン用中華麺を製造するラインを整備することいたしました。当社にとって中心的な商品である中華麺を内製化することにより、より利益率を高め、さらに安心安全な食材をお客様に提供できることとなります。

これに加え、新規事業として炭化事業を計画しております。当社の直営店やフランチャイズ店舗ででた食品残渣を回収し、炭化プラントで機能性を持った炭に加工いたします。この炭は、農地改良材等に活用できるため、これまで廃棄物として費用を支払って処理していた食品残渣を農地改良剤等として販売することが可能となります。この炭化事業が軌道に乗ると、食材の生産、加工、販売、飲食店での消費、残渣の回収、回収物を炭化し農地に戻す、といった循環型モデルが構築できることとなります。このためのテストプラントを当社東京営業所内に整備し、首都圏の直営店をモデルとして事業化を開始いたします。

## (3) 中国を含む東アジア地域への進出のためのビジネスネットワーク等の獲得の必要性

当社は、上記(2)記載のとおり、今後の当社の企業価値の維持・向上及び経営の安定化のための重要な事項として、中国を中心とした東アジア地域への進出を掲げております。そして、上海万博への「多膳客(どさん子)」ラーメン店の出店は、かかる東アジア地域への進出のための最も重要な足がかりであると位置づけております。上海万博には、中国全土のみならず、近隣アジア諸国からも7,000万人の来場者を誘致する予定で、平成22年7月20日時点での来場者数は約3,000万人(上海万博執行委員会発表)であり、上海万博に出展した「多膳客(どさん子)」ラーメン店の業績は好調に推移しております。このような状況は、当社の今後の東アジア地域への事業展開にとって、またとない好機であると考えております。したがって、当社は、かかるタイミングで設備資金及び中国進出のための事業資金の調達を実現するのみならず、当社の今後の中国での事業展開のためのビジネスネットワークを構築し、また、中国での飲食店経営ノウハウを獲得したうえ、これらの事実を日本及び中国国内でアピールすることが必要不可欠であると判断致しました。

## (4) マーチャント・バンカーズ株式会社による投資家の紹介及び投資家からの資本提携の要望

そこで、当社は、日本と中国とを結ぶマーチャント・バンキング事業及び両国のシナジーを活かしたオペレーション・マネージメント事業を展開するマーチャント・バンカーズ株式会社(以下「MBK」といいます。)と平成22年2月16日にアドバイザー契約を締結し、同社に上記条件を満たす人物の紹介を依頼したところ、平成22年3月中旬に事業提携先を探しに来日していた誠隆股分有限公司の代表を務めるSun Xiao Fei(孫小飛)氏と、広州市東興順商業有限公司の顧問として経営に参画するNg Pui Keung(伍沛強)氏をご紹介頂きました。この際、当社社長及び幹部が4日間ほど行動をともにし、実店舗の視察を含めて、当社の事業内容、将来の計画等について説明し、かつ両氏の中国でのネットワークや事業内容などについての説明を受けました。4月初旬には当社社長が訪中し、広州で両氏と再会の上、中国側の事業内容の視察等を行い、お互いの理解を深め、業務提携の骨格を固めました。また、両氏共に、当社との資本提携を強く希望されており、当社としても、協業をより強固なものとし、また両氏に対して当社との協業に強いインセンティブを付与する観点から、単に両氏との間で業務提携をするだけでなく、資本提携をすることが有益であると判断致しました。その後さらに6月下旬には孫氏、伍氏ともに再度来日し、当社社長をはじめ経営幹部と今後の中国



展開についての意見交換や、伍氏のスタッフが当社のラーメン店を巡回するなど、お互いに理解を深めあいました。

以上より、当社は、資金調達の方法として、孫小飛氏が代表を務めるA S L及び伍沛強氏が代表を務めるB G Lに対する第三者割当増資を選択致しました。なお、業務提携の当事者である孫小飛氏及び伍沛強氏個人ではなく、A S L及びB G Lを割当先に選定したのは、個人による多額の日本への送金が困難である中国の事情と、中国での課税問題を回避したいという孫氏および伍氏の強い意向があるため、当社への出資のためにA S L及びB G Lを設立し、A S L及びB G Lとして割り当てを受けたいとの意向を受けてのものです。

なお、M B Kに対する新株予約権の第三者割当は、同社とのアドバイザー契約に基づき、孫小飛氏及び伍沛強氏を紹介していただいたことに対する報酬としての性質を有します。

また、孫小飛氏及び伍沛強それぞれとの間に締結する業務提携の概要は、以下のとおりです。当該業務提携は、先に記載したとおり、孫氏を通じた誠隆股分有限公司及び広州温州商会のネットワークの活用並びに伍氏の有する飲食店舗運営ノウハウの活用を主眼としております。

当社ブランドの店舗展開の中国主要都市の市場調査。

中国における当社ブランドの直営店、フランチャイズ店のビジネスモデルの確立。

中国における地域別フランチャイズシステムの導入など店舗展開全体のビジネスモデルの確立。

出店地の選定・確保、仕入れ先の選定他運営効率化への対応。

全体としての中国における当社ブランドの価値、訴求力の確立と発展。

今後の中国においての事業展開のための合併会社の設立の検討。

#### (5) 他の資金調達手段の検討

当社は、本第三者割当増資による資金調達のほか、公募増資による資金調達も検討致しました。しかしながら、調達希望額(約4億円)とコスト(アルパース証券株式会社の見積もりによれば、約50百万円)が見合わず、平成22年5月1日の上海万博への出店が中国進出を本格化させる好機であり、このタイミングを逃さず早い時期に調達を完了させるスケジュール的な理由から難しいとの結論に至りました。加えて、上記のように、孫小飛氏及び伍沛強氏において、当社との業務提携にあたり、A S L及びB G Lを通じた資本提携を強く希望していたことから、例えば、資金調達については公募増資により行い、他方で両氏の間では業務提携契約のみを締結するといった方法は取ることができませんでした。

また、金融機関から追加融資を受ける方法も検討致しましたが、中国事業等の各事業の進展結果の検証が融資額の増加の前提と示されたため、公募増資と同様、相当の時間を要する可能性が高く、本年5月の上海万博の「多膳客(どさん子)」ラーメン店の出店を機に、中国進出のための資金調達に目処をつけるとの条件に合致しないものと判断致しました。また、孫小飛氏及び伍沛強氏が当社との資本提携を強く希望していたため、かかる方法を取りえなかった点は、公募増資の場合と同様です。

さらに、その他、新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債等)を発行するなどのエクイティ・ファイナンスも検討しましたが、行使(転換)されることで新株式発行と何ら変わらず、むしろ行使(転換)されないと負債勘定の増加だけを招く結果となることから、かかる方法も当社の資本政策上適当でないとの判断に至りました。

このように、他の資金調達方法がいずれも実施困難と見込まれたため、当社は、本第三者割当増資を採用することと致しました。

<Able Success Limited>

割当予定先の一つであるAble Success Limited(以下「A S L」といいます。)は、誠隆股分有限公司の代表及び広州温州商会の名誉会長を務める孫小飛氏の出資により平成22年3月18日に設立され、同氏が代表者として運営する投資会社です。なお、当社はA S Lの所在地を、登記簿(Certificate of Incorporation)の写しを取り寄せることにより確認しております。

当社は、M B Kを通じて孫小飛氏に関する事項について、その経歴や、これまでに中国に有名ブランド(Pierre CardinやCrocodyle, Playboyなど)を取り入れた実績について調査し、また孫氏が経営する誠隆股分有限公司の本社や運営する店舗を訪問しその運営の実態を確認し、また広州温州商会のメンバーが参加する会に参加し、会のメンバーと交流する中で孫氏の広州温州商会における立場を確認するなどの調査を行い、また実際に社長はじめ当社幹部が孫小飛氏と何度も面接を重ねるなどして、同氏の意向を確認した上で、A S Lが割当予定先として適切であるかを複数の取締役の協議の中で数回にわたり慎重に検討いたしました。当該調査の結果によれば、誠隆股分有限公司は、アパレルブランドの代理・運営業務を行っており、グループ全体で中国全土に15,000店にも上る販売店網を有しております。また、広州温州商会は、中国で最も経済的に活発化している温州出身者を中心に、中国本土で183の分会を持ち、参加人数200万人に上るビジネスエリート及び有力企業が参画する参加企業の相互発展を目的とする経営者組織です。このうち、誠隆股分有限公司の事業は、当社が中国において進めるラーメン店展開事業とは直接的な関連性を有しないため、協業の効果について検証いたしました。誠隆股分有限公司の持つ人的ネットワークは、当社が中国に進出するために有用であると判断致しました。このように、当社は、これら誠隆股分有限公司及び広州温州商会のネットワークを足がかりとして、中国における当社ブランドの店舗展開を迅速かつ有利に進め、さらには、その先の東アジア地域への進出までも視野に入れた業務展開を行っていくことができると確信するに至りました。

そして、孫小飛氏からの強い希望があったほか、当社としても、協業をより強固なものとし、また孫小飛氏に対して当社との協業の強いインセンティブを付与する観点から、単に孫小飛氏との間で業務提携をするだけでなく、資本提携をすることが有益であると判断致しました。

こうした経緯及び理由により、当社は、孫小飛氏との間で業務提携契約を締結することとし、それと同時に、同氏の指定により、同氏が運営するA S Lを新株式の割当予定先として選定致しました。

なお、業務提携の当事者である孫小飛氏個人ではなく、A S Lを割当先に選定したのは、個人による多額の日本への送金が容易ではなく、かつ、中国での課税問題を回避したいという孫氏の強い意向があったためです。

<Best Goal Limited>

割当予定先の一つであるBest Goal Limited(以下「B G L」といいます。)は、中国広州を本拠とする飲食店グループである広州市東興順商業有限公司の顧問として経営に参画する伍沛強氏が代表者として平成22年3月18日に設立した投資会社です。なお、当社はB G Lの所在地を、登記簿(Certificate of Incorporation)の写しを取り寄せることにより確認しております。

当社は、M B Kを通じて伍沛強氏に関して、氏の経歴やこれまで関わった事業について調査し、また現在顧問として経営に参画する広州市東興順商業有限公司の運営する飲食店(東興順レストランや南国風味レストランなど)を訪問し、また同様に広州市東興順商業有限公司が運営する食品工場を訪問しました。また、伍氏の人材教育制度が活かされている飲食店の現場を視察し、その有効性を確認するなど、伍氏の展開するビジネスの内容やその飲食店の運営方針などについて調査を行いました。また、実際に社長はじめ当社幹部が伍沛強氏と何度も面接を重ねるなどして、同氏の意向を確認した上で、B G Lが割当予定先として適切であるかを、複数の取締役の協議の中で数回にわたり慎重に検討いたしました。この調査によれば、伍沛強氏は、日本の大学を卒業しており、日本語も堪能で日本食や日本料理の中国での展開に強い興味と意欲を示しており、当社の中国等における今後の事業展開を積極的にサポートするとの申し出も受けております。このような理由で、当社は、伍沛強氏との間で、今後の中国や東アジア地区における飲食店舗の経営やF C事業の展開に非常に強力な協業関係を構築することができると確信するに至りました。

そして、伍沛強氏からの強い希望があったほか、当社としても、協業をより強固なものとし、また伍沛強氏に対して当社との協業の強いインセンティブを付与する観点から、単に伍沛強氏との間で業務提携をするだけでなく、資本提携をすることが有益であると判断致しました。

こうした経緯及び理由により、当社は、伍沛強氏との間で業務提携契約を締結することとし、それと同時に、同氏の指定により、同氏が運営するB G Lを新株式の割当予定先として選定致しました。

なお、業務提携の当事者である伍沛強氏個人ではなく、B G Lを割当先に選定したのは、個人による多額の日本への送金が容易ではなく、かつ、中国での課税問題を回避したいという孫氏の強い意向があったためです。

d. 割り当てようとする株式の数

各割当予定先に割り当てる予定の当社普通株式の数は以下のとおりです。

Able Success Limited : 2,302,000株

Best Goal Limited : 575,000株

e. 株券等の保有方針

<Able Success Limited>

当社は、A S Lより、当社の事業計画及び本第三者割当増資の目的たる資金使途がなされ、その使途の結果企図する事業が予定通り展開されている間、当社株式を2年間以上の長期にわたり保有する方針であり、かつ具体的な転売予定はない旨の意思表示を受けております。

また、当社は、A S Lより、新株式の割当日(平成22年8月19日)より2年間において、その保有する当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することにつき、内諾を受けております。

<Best Goal Limited>

当社は、B G Lより、当社の事業計画及び本第三者割当増資の目的たる資金使途がなされ、その使途の結果企図する事業が予定通り展開されている間、当社株式を2年間以上の長期にわたり保有する方針であり、かつ具体的な転売予定はない旨の意思表示を受けております。

また、当社は、B G Lより、新株式の割当日(平成22年8月19日)より2年間において、その保有する当社株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することにつき、内諾を受けております。

f. 払込みに要する資金等の状況

<Able Success Limited>

A S Lについては、払い込むべき資金全額を含む相当の資金が、同社の国内における代理人たるM B K名義の金融機関預金口座に宛てて送金されたことを、当該送金に係る書類の写しをもって確認しております。

<Best Goal Limited>

B G Lについても、払い込むべき資金全額を含む相当の資金が、同社の国内における代理人たる栗林総合法律事務所の預かり金口座に宛てて送金されたことを当該送金に係る書類の写しをもって確認しております。

なお、A S LおよびB G Lについては国内法人ではないため、国内において通知を受けるべき場所として常任代理人を選定しております。(A S Lについてはマーチャント・バンカーズ株式会社が、またB G Lについては栗林総合法律事務所が、それぞれの常任代理人を務めております)この常任代理人は割当先の国内における通知を受ける場所としてのみならず、本第三者割当増資に係る実務のうち資金の払込みについての代理業務も引き受けることとなっております。

g. 割当予定先の実態

各割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者を含みます。)、割当予定先の親会社及び子会社が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないことを、外部の第三者専門機関である有限会社アジアネット(東京都板橋区板橋1-49-14)委託し確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

新株式の発行価格は、当該第三者割当増資に係る取締役会発行決議の前取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値である152円を基準とし、割当予定先との協議を経て、1株139円(ディスカウント率8.55%)といたしました。

なお、以下の表記載のとおり、本第三者割当増資に係る取締役会決議の前日までの1か月間(平成22年7月3日から平成22年8月2日)の平均値に対して6.27%のディスカウント率、3か月間(平成22年5月3日から平成22年8月2日)の平均値に対して6.24%のディスカウント率、6か月間(平成22年2月3日から平成22年8月2日)の平均値に対して0.75%のプレミアム率となっております。

また、本第三者割当増資により株式の希薄化は生じますが、当社の将来にむけた成長戦略に欠かせないものであり、海外出店および国内での製品の内製化、新規事業の開始は当社の将来の成長に影響を与えるものと判断しております。本新株予約権行使価格の139円は、下表に示すように、当該増資に係る取締役会決議の直前営業日までの1か月間、3か月間、6か月間の平均値、また直前営業日の終値のいずれに対しても10%以上の乖離をしておらず、既存株主への影響も含め合理性を有し、有利発行には当たらないと考えております。

平成22年8月2日の終値及び過去の各期間の終値平均並びに新株発行価額との乖離率

新株発行価額	平成22年8月2日 終値	1か月平均	3か月平均	6か月平均
139.00円	152円	148.30円	148.26円	137.97円
	8.55%	6.27%	6.24%	0.75%

(注) 上記の乖離率で正の表示はプレミアム率、負の表示はディスカウント率となっております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

A S Lに割り当てる新株式の総数株及びB G Lに割り当てる新株式の総数株並びに本新株予約権発行による新株予約権の目的である株式の総数株を合わせた株に係る議決権数は3,320個となり、当社の総議決権数13,655個(平成22年3月31日時点、以下同様です。)に占める割合が24.31%と25%以上とならないこと、また、本第三者割当増資等による1社当たりの議決権シェアは、A S Lの12.63%が最大であり、新株発行および新株予約権の割当により支配株主が出現しないことから、今回の第三者割当による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当致しません。なお、上記の希薄化率の算定は、本新株予約権が全て行使された場合を想定しております。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

## 本第三者割当増資後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
Able Success Limited	英領ケイマン諸島 グランドケイ マンKY1-1112 ジョージタウン ス コティアセンター4階 私書箱 2804 オフショア インコーポレー ションズ(ケイマン)リミテッド	-	-	2,302	13.92%
株式会社CEREBRUM	東京都千代田区六番町13-502	1,780	13.04%	1,780	10.77%
株式会社ホックク(自己 株式)	東京都中央区日本橋人形町三丁目 11-10	1,200	-	1,200	-
青池 保	東京都大田区中央五丁目6-12	1,138	8.33%	1,138	6.88%
クリアフーズ株式会社	東京都千代田区六番町13-502	740	5.42%	740	4.48%
ホックク豊栄会	東京都中央区日本橋人形町三丁目 11-10	617	4.52%	617	3.73%
Best Goal Limited	英領ケイマン諸島 グランドケイ マンKY1-1112 ジョージタウン ス コティアセンター4階 私書箱 2804 オフショア インコーポレー ションズ(ケイマン)リミテッド	-	-	575	3.48%
株式会社ソリューション	大阪府吹田市江坂町一丁目23-43	560	4.10%	560	3.39%
青池 英子	東京都大田区中央五丁目6-12	542	3.97%	542	3.28%
青池 房子	千葉県習志野市香澄三丁目14-7	494	3.62%	494	2.99%
株式会社堀内	福岡県久留米市東合川一丁目6-3	468	3.43%	468	2.83%
計	-	6,339	46.58%	9,216	55.75%

(注) 1. 平成22年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年3月31日現在の発行済株式総数に、本第三者割当増資により発行される株式の総数2,877,000株を加えて算定しております。

(参考)新株予約権の行使後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
Able Success Limited	英領ケイマン諸島 グランドケイ マンKY1-1112 ジョージタウン ス コティアセンター4階 私書箱 2804 オフショア インコーポレー ションズ(ケイマン)リミテッド	-	-	2,302	13.56%
株式会社CEREBRUM	東京都千代田区六番町13-502	1,780	13.04%	1,780	10.49%
株式会社ホックク(自己 株式)	東京都中央区日本橋人形町三丁目 11-10	1,200	-	1,200	-
青池 保	東京都大田区中央五丁目6-12	1,138	8.33%	1,138	6.70%
クレアフーズ株式会社	東京都千代田区六番町13-502	740	5.42%	740	4.36%
ホックク豊栄会	東京都中央区日本橋人形町三丁目 11-10	617	4.52%	617	3.63%
Best Goal Limited	英領ケイマン諸島 グランドケイ マンKY1-1112 ジョージタウン ス コティアセンター4階 私書箱 2804 オフショア インコーポレー ションズ(ケイマン)リミテッド	-	-	575	3.39%
株式会社ソリューション	大阪府吹田市江坂町一丁目23-43	560	4.10%	560	3.30%
青池 英子	東京都大田区中央五丁目6-12	542	3.97%	542	3.19%
青池 房子	千葉県習志野市香澄三丁目14-7	494	3.62%	494	2.91%
株式会社堀内	福岡県久留米市東合川一丁目6-3	468	3.43%	468	2.76%
マーチャント・バンカー ズ株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目1番 1号 帝国ホテルタワー	-	-	443	2.61%
計	-	6,339	46.58%	9,617	56.90%

(注) 1. 平成22年3月31日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 割当後の所有株式数及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成22年3月31日現在の発行済株式総数に、本第三者割当増資により発行される株式の総数2,877,000株及び本新株予約権の目的である株式442,000株を合わせた3,278,000株を加えて算定しております。

## 6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

#### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。



## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第42期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成22年8月3日)までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成22年8月3日)現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成22年8月3日)現在において当社が判断したものであります。

#### 4 [事業等のリスク]

(1)～(6)略

#### (7) 株式価値の希薄化に関わるリスク

当社は、生産の内製化および新規事業のための設備資金及び中国を含む東アジア地域への進出のための事業資金を確保するため、平成22年8月3日開催の当社取締役会において、Able Success Limited及びBest Goal Limitedを割当予定先とする新株式の発行並びにマーチャント・バンカーズ株式会社を割当予定先とする第2回新株予約権の発行を決議致しました。Able Success Limitedに割り当てる株式の総数は2,302,000株であり、Best Goal Limitedに割り当てる株式の総数は575,000株です。また、マーチャント・バンカーズ株式会社に割り当てる第2回新株予約権の目的である株式の総数は443,000株となっております(3社総計3,320,000株)。当該新株式及び新株予約権の発行によって増加する議決権数は3,320個となり、当社の既存株主の保有する株式につき相応の希薄化が生じることとなります。

しかし、上記新株式及び新株予約権の発行によって生じる希薄化率は、24.31%であり、25.0%未満となります(増加する議決権数3,320個/当該新株発行及び新株予約権発行前の当社の総議決権数13,655個(平成22年3月31日現在))。また、上記新株式及び新株予約権の発行は、支配株主の異動を伴うものではないことから、上記新株式及び新株予約権の発行においては、大阪証券取引所の定める上場規則に定める、経営陣から独立した第三者の「大規模な第三者割当の必要性及び相当性」に関する意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

#### (8) 資金調達に関わるリスク

当社は平成22年8月3日開催の当社取締役会において、設備資金及び中国を含む東アジア地域への進出のための事業資金の確保を目的として、Able Success Limited及びBest Goal Limitedを割当予定先とする新株式の発行並びにマーチャント・バンカーズ株式会社を割当予定先とする第2回新株予約権の発行を決議致しましたが、当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、金融機関等からの融資をもってその資金需要に充てる可能性があります。

### 2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第42期事業年度)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成22年8月3日)までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

[平成22年6月29日提出臨時報告書]

#### 1. 提出理由

平成22年6月25日開催の当社第42回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2. 報告内容

## (1) 株主総会開催の年月日

平成22年6月25日

## (2) 当該決議事項の内容

## 第1号議案 剰余金処分の件

## 1. 期末配当金に関する事項

(1) 当社普通株式1株につき金1.5円 総額20,489,970円

(2) 効力発生日 平成22年6月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

当社事業の現状に即し、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして目的事項の追加を行なうものであります。

## 第3号議案 取締役3名選任の件

取締役として、長澤宏治、大浦真里枝、的場順三の3氏を選任するものであります。

## 第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成21年10月31日をもって一身上の都合により辞任された取締役佐々木忠廣氏および平成22年5月31日をもって一身上の都合により辞任された取締役曾根敏信氏に対し、当社所定の基準に基づき、相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈するものであります。

## (3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金処分の件	7,947	105	0	(注)1	可決(98.70%)
第2号議案 定款一部変更の件	8,002	50	0	(注)2	可決(99.38%)
第3号議案 取締役3名選任の件					
長澤 宏治	7,947	105	0	(注)1	可決(98.70%)
大浦 真里枝	7,934	118	0		可決(98.53%)
的場 順三	7,914	138	0		可決(98.29%)
第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈 の件	7,851	201	0	(注)1	可決(97.50%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

## (4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第42期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月28日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年6月29日

株式会社ホックコ  
取締役会 御中

## 新創監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	柳澤義一
----------------	-------	------

指定社員 業務執行社員	公認会計士	坂下貴之
----------------	-------	------

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホックコの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホックコ及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月30日開催の取締役会において、株式会社グルメパークの事業の一部譲受けを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結した。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年6月22日開催の取締役会において、第7回無担保社債、第8回無担保社債及び第9回無担保社債の発行を決議した。

### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ホックコの平成21年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ホックコが平成21年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

内部統制報告書に記載されている重要な欠陥のある新規の非定型取引、固定資産の減損会計及び税効果会計に係る業務プロセス、並びに、連結決算、開示及び連結子会社における一連のプロセスについて、必要な修正はすべて連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年6月28日

株式会社ホックコ  
取締役会 御中

霞が関監査法人

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 小林 和 夫

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 野 村 聡

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホックコの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホックコ及び連結子会社の平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載されているとおり、会社は社債発行費について、従来、支出時に営業外費用の「社債発行費」として全額費用処理していたが、当連結会計年度より繰延資産に計上し社債の償還までの期間にわたり定額法により償却する方法に変更している。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ホックコの平成22年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ホックコが平成22年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は重要な欠陥があるため有効でないと表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

- 内部統制報告書に記載されている重要な欠陥のあるFC事業、直営店事業、海外事業の各業務プロセス及び決算・財務報告プロセスで処理される取引に対しては会社による再検証が行われ、その結果特定した必要な修正はすべて連結財務諸表に反映されており、これによる財務諸表監査に及ぼす影響はない。
- 会社は、内部統制報告書に記載のとおり、平成22年3月1日付けの株式取得により連結子会社となった東洋商事株式会社及び株式会社ニッカ食品の財務報告に係る内部統制について、株式の取得が会社の事業年度末日の直前に行われたため、やむを得ない事情により十分な評価手続を実施できなかったとして、期末日現在の内部統制評価から除外している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月29日

株式会社ホック  
取締役会 御中

### 新創監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 柳 澤 義 一

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 坂 下 貴 之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホックの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホックの平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年4月30日開催の取締役会において、株式会社グルメパークの事業の一部譲受けを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成21年6月22日開催の取締役会において、第7回無担保社債、第8回無担保社債及び第9回無担保社債の発行を決議した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

株式会社ホックク  
取締役会 御中

### 霞が関監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小林 和 夫

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 野 村 聡

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ホッククの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第42期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ホッククの平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

「会計処理方法の変更」に記載されているとおり、会社は社債発行費について、従来、支出時に営業外費用の「社債発行費」として全額費用処理していたが、当事業年度より繰延資産に計上し社債の償還までの期間にわたり定額法により償却する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。